

1. (委員会の設置、解散)

理事会は、必要と認める委員会を設置し、また既設の委員会が不要と判断した場合は解散することができる。

2. (委員長の資格)

委員長は、原則として理事であることとする。ただし、他に代え難いと判断される場合に限り、理事以外の評議員から選ぶことも可とする。

3. (委員長選任の手続き)

- 1) 理事長は、現委員長の意見を聞いたうえで副理事長と合議し、次期委員長候補者を指名する。
- 2) 理事長は、指名した候補者に通知し、委員長就任の受諾の意思を確認する。候補者が委員長就任を受諾しない場合は、前項の手続きを繰り返す。
- 3) 理事長は、次期委員長候補者を理事会に推薦し、その議により次期委員長を選任する。

4. (委員長の任期)

委員長の任期は以下のいずれかの場合に終了するものとする。

- 1) 理事の任期が終了する時
委員長が理事である場合（上記 2 を参照）、理事の任期終了に伴い、委員長の任期は終了する。委員長が理事でない場合は、概ね理事の交代時期（通常 4 年後）をもって任期終了とする。
- 2) その他、理事会が認める時

5. (委員長の責務)

- 1) 委員長は当該委員会の委員を指名して、委員会を組織する。委員の指名にあたっては、地域、所属機関、専門領域、性別に著しい偏りのないよう、また他の委員会との過度な重複がないよう配慮する。理事長および理事会は、委員構成について委員長に意見を述べることができる。
- 2) 委員長は、理事会および社員総会に出席し、当該委員会の活動報告を行う。ただし、委員長が理事でない場合、理事会の議決には加わらないものとする。